

答申(個)第19号

平成26年(2014年)3月27日

札幌市教育委員会

委員長 山中善夫様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会

会長 常本照樹

札幌市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について(答申)

平成25年12月12日付け札幌教指第1560号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

札幌市教育委員会教育長が行った個人情報開示決定処分(平成25年6月17日付け札幌教指第552号)に対する審査請求

諮問(個)第21号

## 答 申

**第1 審査会の結論**

札幌市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が行った、①審査請求人の子が〇〇した件に関して、学校長が教育委員会学校教育部指導室（以下「指導室」という。）に提出した報告書一式（平成22年2月から平成23年3月分）及び②上記に関して指導室が作成した書類一式（平成22年2月から平成25年3月分）の個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）に対する個人情報開示決定処分（以下「原決定」という。）について、処分庁が本件請求の対象となる個人情報を原決定のとおり特定し、開示したことは妥当である。

**第2 審査請求に至る経緯**

本件審査請求に至る経緯は、次のとおりである。

**1 個人情報の開示請求**

審査請求人は、平成25年5月2日付け札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関である処分庁に対し、本件請求を行った。

**2 開示決定**

処分庁は、平成25年5月16日付け札幌教指第354号により、本件請求に対する決定期間の延長を通知した。

処分庁は、本件請求に対し、次の公文書に記録されている個人情報を対象と特定して原決定を行い、同年6月17日付け札幌教指第552号により審査請求人に通知した。

- (1) 平成22年3月29日付け事務連絡文書（市政相談処理票）に対する回答について
- (2) 平成22年4月12日付けFAX連絡文書に対する回答について
- (3) 平成22年4月21日付けFAX連絡文書に対する回答について
- (4) 平成22年5月31日付け事務連絡文書
- (5) 平成23年2月10日付け事務連絡文書
- (6) 〇〇についての経過

### 3 審査請求

審査請求人は、原決定を不服として、同年8月16日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、札幌市教育委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求を行った。

#### 第3 審査請求人の主張要旨

##### 1 審査請求の趣旨

原決定を取り消し、本件請求に係る個人情報に記載された文書を全て開示するとの決定を求める。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 処分庁は、文書を廃棄したと主張しているが、その根拠が不明であり、説明は信用できない。また、質問をしたところ、制度上回答できない、弁護士に聞いてほしいとの回答だった。処分庁にとって不利な内容が記載されている文書を隠ぺいしているのではないか。
- (2) 諮問庁は、廃棄した文書は学校長からの報告を聞き取った際のメモであると主張しているが、理由説明書において初めて「メモ」という単語が出てくるのは不自然である。メモであれば、個人の判断で廃棄し、廃棄の記録がなくても仕方がないが、最初からメモと説明しなかったのは、何かを隠しているからではないか。
- (3) 担任教諭の行為で〇〇を生じたと保護者が主張している問題において、学校長からの報告書が存在しないということは不自然である。口頭報告だけなのであれば、報告のあり方がおかしいと思う。
- (4) 諮問庁は、不服申立てを受け付けてから審査会に諮問するまで4か月を要しており、必要以上に時間を要していることは不自然である。
- (5) 問題が起こった当初に指導室の担当と話をした際、学校長からの報告書があると説明されたと理解している。
- (6) 教育委員会の対応について不信感を感じており、第三者の目が入ることによって、今後、きちんとした対応をするようになることを望んでいる。

#### 第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の主張は、おおむね次のとおりである。

## 1 本件審査請求の対象となる個人情報について

本件審査請求の対象となる個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）は、次の情報である。

- (1) 審査請求人の子が〇〇した件に関して、学校長が指導室に提出した報告書一式（平成22年2月から平成23年3月分）（以下「本件報告書」という。）
- (2) 指導室が学校長からの報告を聞き取った際のメモ（平成22年2月から平成25年3月分）（以下「本件メモ」という。）

## 2 原決定の理由及び原決定維持の理由

- (1) 本事案に関する学校長から指導室への報告は、文書ではなく口頭で行われたため、本件報告書はそもそも存在していない。過去の指導室の担当は、学校長から報告を受けている旨を審査請求人に説明したと思われるが、その際に、文書による報告書があると誤解されたのではないか。
- (2) 指導室の担当は、学校長からの報告を聞き取った際に本件メモを作成したが、その内容は原決定において開示した公文書にまとめている。本件メモは、公文書として組織的に用いる前の段階のものであり、既に廃棄している。本件メモを廃棄した記録は作成しておらず保有していない。
- (3) 保有する文書は全て開示しており、審査請求人が主張するような個人情報を隠ぺいしている事実はない。
- (4) 諮問するまでに期間を要したことには、特段の意図はない。

## 第5 審査会の判断

### 1 はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

当審査会は、個人情報の開示請求に対する実施機関の決定について、条例の目的、各条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか、及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものである。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、原決定の妥当性について検討する。

## 2 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、上記第4の1に記載した情報であると認められる。

## 3 公文書該当性について

条例第14条第1項において、個人情報の開示請求は「公文書に記録されている自己に関する個人情報」について行うことができるとされている。

また、条例第2条第5号において、公文書とは「札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第2条第2号に規定する公文書をいう。」とされており、札幌市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第2条第2号本文において、公文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定められている。

ここでいう「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のもの（以下「組織共用文書」という。）を意味するものである。

したがって、職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、もっぱら自己の職務遂行の便宜のためにのみ使用し、組織としての利用を予定していないもの（自己の記憶を明確にするために書き留めた備忘録等）は、組織共用文書に該当せず、公文書には該当しないこととなる。

## 4 本件対象個人情報の不存在等について

諮問庁の説明によると、本事案に関する学校長から指導室への報告は、文書ではなく口頭で行われたため、本件報告書はそもそも存在していないとのことである。この点について、諮問庁の説明を縷々聴取したが、その説明に不自然、不合理な点があるとは認められず、その他本件報告書が存在すると認めるに足る事情もない。

また、本件メモは、学校長からの報告を聞き取った際に担当者がその内容を記録したものであり、処分庁の職員が職務上作成した文書であることが認められる。本件メモは、その用いられ方によっては、組織共用文書に該当する可能性はあるものの、本

事案においては、処分庁の職員の備忘録として用いられているにすぎず、その内容を原決定により開示された公文書にまとめた後に廃棄されている。よって、当該職員が単独で作成し、自己の職務遂行の便宜のためにのみ使用する文書であって、処分庁の職員が組織的に用いる文書には該当しないことから、公文書に該当するとは認められず、本件請求の対象とはならないものである。

## 5 その他

審査請求人は、前記第3の2のほか、教育委員会の対応等について種々主張しているが、これらは本件請求に係る開示・非開示の判断に直接関係しない主張であり、当審査会で判断する事柄ではない。

## 6 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 7 付記

審査請求人の主張するとおり、諮問庁は、本件不服申立てを受け付けてから審査会に諮問するまで約4か月を要しているところである。当審査会への他の諮問事案において同程度の期間を要した例がなかったわけではないが、条例第39条の規定では速やかに諮問することとされており、同条の趣旨を踏まえ、適切な取扱いがなされることを要望するものである。

なお、本事案に限らず、近年の同条に基づく諮問事案は、公開条例第17条の規定に基づく公文書公開請求に係る諮問事案に比べ、諮問までに要する期間がやや長い傾向にあることから、当審査会としては、この機会に制度の適切な運用が検討されるよう求めるものである。

## 第6 審査経過

審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成25年12月12日	諮問書及び諮問庁の開示決定理由説明書を受理
平成25年12月17日	審査請求人に諮問庁の開示決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成26年 1月24日 (第127回審査会)	審議(事案の経過・概要等)

平成26年 1月27日	審査請求人からの意見書を受理
平成26年 2月 5日 (第128回審査会)	審査請求人からの意見聴取及び諮問庁からの事情聴取
平成26年 2月26日 (第129回審査会)	審議
平成26年 3月17日 (第130回審査会)	審議
平成26年 3月27日	答申